

独立行政法人大学入試センター文献複写規則

〔平成13年4月1日〕
規則第31号

改正 平成23年3月24日規則第16号

独立行政法人大学入試センター文献複写規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センターが受託する文献複写については、他に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(利用の範囲)

第2条 文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

(申込み)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、文献複写の申込みに応ずることができない場合は、理由を付して申込者に通知する。

(料金の納入)

第4条 前条第1項の承認を受けた者は、文献複写料金(以下「料金」という。)を前納しなければならない。ただし、国立情報学研究所が提供するILL文献複写等料金相殺サービス利用機関に属する者が、国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステムにより申し込んだ場合は、後納とすることができる。

2 納入済みの料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(料金の額)

第5条 料金は、次表のとおりとする。

種 別	複 写 料 A 3 判 (1 枚につき)	摘 要
電子複写	モノクロ 40円 カラー 80円	A 3 判以下の複写用紙についても同様とする。

2 通信運搬費については、文献複写の依頼者において実費を負担するものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。